

様式第12号（第18条関係）

一時差止に係る保険給付額からの滞納国保税額の控除通知書

第 号
年 月 日

様

浪江町長 印

先に、支給申請のありました国民健康保険の保険給付については、保険給付の一時差止を行っておりますが、いまだに滞納している国民健康保険税が納付されておられません。

つきましては、国民健康保険法第63条の2第3項の規定により、下記のとおり一時差止に係る保険給付額から、滞納している国保税額を控除し、国保税の納付に充てます。

記

- 1 保険給付の種類
- 2 保険給付の一時差止額 円
- 3 控除する滞納額 円

当該滞納額と納期限

年度国民健康保険税			年度国民健康保険税		
期別	滞納額	納期限	期別	滞納額	納期限
第 期	円	年 月 日	第 期	円	年 月 日
第 期	円	年 月 日	第 期	円	年 月 日
第 期	円	年 月 日	第 期	円	年 月 日
第 期	円	年 月 日	第 期	円	年 月 日
第 期	円	年 月 日	第 期	円	年 月 日
第 期	円	年 月 日	第 期	円	年 月 日

※この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に福島県国民健康保険審査会に審査請求をすることができます。